

## 愛情銀行日常生活用具助成要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、岩見沢市愛情銀行運営規程(昭和43年7月29日施行)により、善意の金員の預託を受けたものを、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、日常生活用具の給付を行うため必要な事項を定めるものとする。

### (対象者)

第2条 この事業の対象者は、次に該当するものとする。

- (1)使用者が市内に居住する者。
- (2)当該日常生活用具の給付を行うことにより、日常生活を営む上での便宜が向上すると認められる者。

### (用具の種目)

第3条 日常生活用具の種目は、次のとおりとする。

- (1)歩行杖(1点杖) 日常生活に使用する杖をいう。
- (2)歩行杖アイスピック 杖の滑り止め金具をいう。

### (給付額等)

第4条 給付する日常生活用具の種目ごとの給付額等は、次のとおりとする。

- (1)歩行杖(1点杖) 社会福祉協議会が指定する杖を自己負担金1,000円で交付する。
- (2)歩行杖アイスピック 自己負担金500円で交付する。

2 次の方は無料で給付することができる。

- (1)生活保護受給者は、岩見沢市福祉事務所発行の「証明書」を添付する事により無料で給付する。
- (2)障がい者手帳交付者は、障害者手帳のコピーを添付する事により無料で給付する。

### (給付の申請)

第5条 給付を希望する者は、会長に、様式第1号日常生活用具助成申請書を提出するものとする。

### (再給付の制限)

第6条 利用者が、既に給付を受けている用具と同一の用具の再給付に係る申請については杖・アイスピックにあつては2年を経過していない場合は、原則

として再給付対象外とする。前条の規定により用具の決定を受けた者(以下「利用者」という。)の再給付は、利用者が規定する期間を経過した後において、再給付が部品の交換等よりも合理的であると認められるときに限り、行うことができる。

(譲渡等の禁止)

第 7 条 利用者は、日常生活用具を、その給付の目的に反して使用し、譲渡し、転貸してはならない。

(費用の返還)

第 8 条 会長は、偽りその他の不正な手段により用具の給付を受けた者がいるとき、又は前条の規定に反して譲渡等をしたときは、その者に当該給付に要した費用の全部又は一部を返還させることができる。

(補則)

第 9 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

附則

この要綱は、平成 26 年 9 月 25 日から施行する。